

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志摩市長 橋爪 政吉

市町村名 (市町村コード)	志摩市 (242152)
地域名 (地域内農業集落名)	志摩市 志摩市イチゴ
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

温暖な気候を生かしたイチゴ栽培が盛んで、新規就農者や事業継承によって比較的若い世代の担い手が市内で活躍している。一方で、イチゴ栽培に必要な資材が高騰を続けており経営を圧迫していたり、新規就農者がイチゴ栽培に適した農地を見つけることが非常に難しい状況がある。
また、新たに担い手となった農業者には安定して営農を継続するための支援が必要になる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き営農を継続する。
現存するハウスが荒廃化しないように手立てを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

イチゴを生産するハウスの立地を区域とし、農振農用地でない場所でも生産が行われていれば区域に含めることとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 現在の規模で営農を継続する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地の貸借について中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 現状と同程度の規模を維持できるよう各自で取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ベテラン農家からノウハウを伝授し、担い手を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①それぞれの経営場所に合った方法でハクビシン・アライグマ・シカ等獣害に各自で備える。
- ②環境モニタリングを行い生産量の向上を図る。
- ③天敵を活用することで、農薬の使用を効果的に減らす。